

2021年6月25日

BPO 放送倫理・番組向上機構
放送人権委員会 御中

株式会社フジテレビジョン

放送人権委員会決定第76号に対する対応と取り組みについて

当社は2020年5月19日に放送した「TERRACE HOUSE TOKYO 2019-2020」に関し、2021年3月30日、貴委員会より「本件放送を行うとする決定過程で、出演者の精神的な健康状態に対する配慮に欠けていた点で、放送倫理上の問題があった」との見解を受けました。

また、当社が「自ら定める対策を着実に実施し、その効果の不断の検証を踏まえて改善を続けるなどして再発防止に努めるとともに、本決定の主旨を放送するよう」要望を受けました。

以下、今回の決定を受けた当社の対応と取り組みについて報告致します。

1. 委員会決定直後の放送対応に関して

貴委員会の決定を受け、当社では以下のような放送対応を行いました。

- ・2021年3月30日「Live News イット！」

(放送したコメント全文)

BPO 放送倫理・番組向上機構の放送人権委員会は、フジテレビの番組「テラスハウス」に出演していた木村花さんが亡くなった問題について、番組に「放送倫理上の問題があった」とする見解を公表しました。

「テラスハウス」に出演していた木村花さんが、去年5月19日の番組放送の後に亡くなったことについて、母親の響子さんは、番組の「過剰演出」がきっかけで、SNSに花さんに対する批判が殺到したためだとして、人権侵害があったとBPOに申し立てしていました。

これに対してBPOは、フジテレビは花さんに一定のケア対応をしており、漫然と放送を決定したとはいえ、人権侵害があったとまでは断定できないとしました。

また、制作側の煽りや指示による自己決定権や人格権の侵害については、制作過程で、出演者の自由な意思決定の余地が事実上奪われている場合にはあたらなうとしました。

一方、フジテレビには、「問題の深刻さの認識に甘さがあったことは否定できない」と指摘して、「番組放送の決定過程で、出演者の精神的な健康状態に対する配慮が欠けていた点で、放送倫理上の問題があった」と結論づけました。

その上でBPOは、リアリティ番組の制作・放送では、ネット上の誹謗中傷対策や出演者の健康状態の把握、相談体制について適切な考慮を求めました。

フジテレビは「改めて木村花さんのご逝去に対しお悔やみを申し上げます。今回の委員会決定を真摯に受け止め、今後の放送・番組作りに生かしてまいります。番組制作に伴う SNS 上の対策や課題については新設した SNS 対策部門を中心に組織的に取り組んでいく所存です。」とのコメントを発表しました。

木村響子さんは、BPO の決定について次のように述べました。(会見 ON)「BPO の人権侵害の申し立てをしまして、本当にいろんな議論をして下さったんですけど、人権侵害は認められないという結果については、私はすごく歯がゆく悔しい思いをしています。」

また、下記番組内でも本件の概要と委員会決定の内容、および、これに対する当社のコメントを扱いました。

- ・2021年3月30日「FNN Live News α」
- ・2021年3月31日「めざまし8」
- ・2021年4月3日「週刊フジテレビ批評」

2. 番組審議会への報告に関して

2021年4月14日に開催された当社の第506回番組審議会において、貴委員会の決定内容、および、当社の対応について報告しました。

- ・3月30日に放送人権委員会の決定が公表された。番組放送の決定過程で出演者の精神的な健康状態に対する配慮が欠けていた点において、放送倫理上の問題があったとの見解が示された。
- ・2020年7月30日に公表した検証報告書においても、出演者へのケアについての認識、および、SNSの炎上への対応における不十分さについては既に報告していたが、改めて重く受け止めている。
- ・木村花さんがお亡くなりになったことについて、改めて重く受け止め、今後の対策を着実に実施すること、効果に応じて改善を続けることなどをして、今回のようなことが二度と起こらないように努めて参りたい。
- ・3月8日に総務局内にコンテンツ・コンプライアンス室、SNS対策部を発足。この組織を中心に SNS 上の対策や出演者の心のケアといった課題に取り組んで参りたい。

これに対し、委員から「執筆の仕事で考えても、読者によって誹謗中傷があった場合にどうするか、非常に難しい問題である。表現の自由との関係においても、非常に難しい問題である。」「相手に対して、公表することの意義、想定される世間のリアクションについて予め説明することが重要である。」「制作過程での出演者とのコミュニケーションが重要である。」「傷ついた制作スタッフも多いと思うが、十分にケアしてあげて欲しい。これからも制作を続けてゆくことが木村花さんへの供養になると思う。」などの意見が出されました。

3. 再発防止に向けた取り組みに関して

貴委員会の決定について社内での周知を図ると共に、再発防止に向けて会議、研修会を開催しました。

1) 社内での決定文の周知

決定の翌日より、社内イントラネットにおいて、決定文を掲載しました。

2) 放送コンプライアンス小委員会における議論

4月19日、社内各部署の危機管理担当者が参加して制作上の問題を共有・協議する「放送コンプライアンス小委員会」において、今回の決定についての説明、および、決定を受けての議論を行い、全社的に再発防止を図っていくことを確認しました。

参加者からは、「制作現場もトラブルに関する情報を積極的に共有する意識を持つことが大切」、「情報番組では、一般の方を取材対象とすることが多く、取材相手を傷つけていないか、他山の石にしたい」などといった意見が出ました。

一方で、「自社が制作・配給などに関与しないコンテンツの放送を行う場合、どこまで事前に情報収集が出来るのか、どこまで放送局に予見可能性を求められるのか」といった意見も出ました。

3) SNS 対策部主催による社内向けセミナーの開催

5月21日、新設された総務局コンテンツ・コンプライアンス室 SNS 対策部主催による社内向けセミナーを開催し、SNS 対策部の取り組みについて広く情報共有を図ると共に、新たに策定された「SNS ガイドライン」について説明しました。

SNS 対策部は、SNS で起きる様々なトラブルに対応する専門部署であり、当社が放送・配信するコンテンツを制作する幅広い部門をサポートします。

新たに策定された「SNS ガイドライン」は、コンテンツに関わる全ての者が、SNS のリスクを正しく認識し、適切に使用するとともに、様々な問題に対処できるよう、SNS 使用における注意点、リスクの予防、炎上時の対応のあり方や全社的な協力体制を示したものです。このガイドラインは、「SNS への対応—誹謗中傷は絶対に許さないという強い姿勢」、「出演者へのケア—幾重にも重なるケアの実現」という2つの基本方針のもと、「出演者を守る」、「作り手を含む関係者を守る」、「コンテンツを守る」という3つの目的を掲げています。その上で、コンテンツ制作における注意点、取材活動における SNS 利用、自ら SNS に投稿する場合の注意点などについて、具体的な事例を交えて説明しています。全社員がスマートフォンから容易にアクセスできるよう WEB 版もリリースしており、今後、SNS の状況の変化や技術動向、法制度改正、トラブル事例など最新の情報を反映させるとともに、SNS 上の問題を速やかに報告できる機能などを追加してゆく予定です。

また、SNS 対策部では、昨年8月より、SNS モニタリングサービスを提供する専門企業と提携し、ソーシャルリスニング監視体制を構築しており、24時間365日、機械的なチェックと有人による監視を実施しています。毎朝の日報の回覧を基本としながら、緊急時には日報を待たずに初期消火に繋げる対応を行っています。加えて、臨床心理士、精神科医といったメンタルケアの専門家や、SNS 上の問題に精通した弁護士とも契約し、炎上やトラブルの発生時に迅速かつ的確な対応ができる体制を整備しています。

このセミナーには、各部署のコンプライアンス担当者を始め、編成、制作、情報、報道、スポーツなどの管理職、プロデューサー、現場スタッフなど、全社から約400名以上が参加し、以上のような SNS 対策部の取り組みについて理解を深めました。

4) BPO 研修会

5月31日、貴委員会より曾我部真裕委員長、廣田智子委員をお招きしてのオンライン勉強会を開催しました。社内各部署、および、制作会社のイースト・エンタテインメント社から約160名が参加しました。委員による本決定に関する解説、それを受けての質疑応答・意見交換、当社の改善策についての報告などが行われました。

その中で、曾我部委員長からは、「フジテレビのガバナンスが問われた事案」と総括の上、改めて「フジテレビ本体として危機意識が十分でなかったのではないか」との指摘を頂きました。また、イギリスのリアリティ番組に対する放送コード改定に関する最新の動向（出演者へのインフォームドコンセントや、出演者のケアの提供の義務付け）についてご紹介も頂きました。

廣田委員からは、「テレビがどうやって SNS と共に生きていくのか、視聴者とのかわり方、出演者の守り方、番組の作り方について考えてほしい」「木村花さんの死について自

分の事として考えてほしい」などのご意見を頂きました。

当番組の担当プロデューサーからは、木村花さんへの深い追悼の意と反省の言葉がありました。また「出演者の強い感情を描く際に、どのように予期せぬ反応を考慮すべきか」という制作者としての悩み、「出演者および制作スタッフを守るための、制作現場における専門家の導入の必要性」などの意見も出されました。

その後の質疑応答において、参加者からは、「放送内容そのものでなく制作過程の問題が放送倫理上の問題と判断されたこと」、「放送倫理基本綱領や民放連の放送基準に記載のないことが判断理由となり放送倫理違反となったこと」の他、「放送局の責任の範囲と予見可能性の関係性」などについての質問がなされ、意見交換が行われました。

改善策の取り組みに関しては、SNS対策部より「SNSガイドライン」について報告をしましたが、これについては曾我部委員長より「形骸化させることなく、常に生きた制度にしていく努力をお願いしたい」とのご意見を頂きました。併せて、イギリスOfcomのガイドラインで示されたインフォームドコンセントの取得や、出演者や制作会社との契約の在り方についての助言も頂きました。廣田委員からは「当番組には、一面、SNS時代の放送の希望もあった。優れていたところも含めて検証し、今後の番組にチャレンジしてほしい」とのお話も頂きました。

勉強会では、参加者から率直な意見や質問をさせて頂く一方で、委員長と委員から直に的確なご説明を頂き、決定内容の真意をより深く理解できた大変有意義な場となりました。

4. おわりに

出演者の尊い命が絶たれてから約1年が経ちました。社会的にも耳目を集めることとなった本件において、社内で行った数々の議論、検証作業、そして、貴委員会における審理・決定内容を通して、私たちに何が不足し、何を学ばなければならないのかについて理解を深めてきました。

それにより、従来の番組制作体制においては、リアリティ番組が持つ特性の認識、インターネット上での誹謗中傷対策、出演者の健康状態への配慮、SNS時代に適した番組づくりなどにおいて、不十分なところがあったことを改めて認識しました。

そして、何よりも私たちは制作者と出演者の関係の在り方について、改めて自らに問うていかなければならないと考えています。リアリティ番組に参加する、将来の夢やまだ見ぬ世界への憧れと希望を抱き、可能性に溢れた出演者たちの一人ひとりの想いや状況に、どう向き合っていくのか。制作者、放送局としての認識の在り方と覚悟が問われているのだと思います。

今後は、貴委員会の決定文の末尾にある「放送界全体が本件及び本決定から教訓を汲み取り、木村花氏に起こったような悲劇が二度と起こらないよう、自主的な取り組みを進めるよう期待する。」という、放送界全体に対するメッセージを頂いた意味の重さもしっかりと受け止

めながら、あるべき対策を着実に実施し、その検証と改善の継続的な実践を通して再発防止に努めて参ります。大きな教訓を胸に刻み、今後の番組の制作、放送に取り組んで参る所存です。

最後に、残念ながら現在に至るまで申立人に対し直接お悔やみをお伝えすることは実現しておりませんが、ここに改めて申立人をはじめとする木村花さんのご遺族に対しお悔やみ申し上げるとともに深く哀悼の意を表します。